

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業委託要項

令和4年12月16日
文化庁次長決定
令和5年12月19日
一部改正

1 趣旨

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業のうち、委託業務については、本要項の定めるところにより実施する。

2 委託業務の内容

文化庁は、以下の業務を委託して実施する。

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備に係る業務

日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点とした多様な分野の日本語教育関係者のネットワーク構築等に係る業務。

(2) 現職日本語教師研修プログラム普及に係る業務

文化審議会国語分科会が取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」改定版で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容に基づく現職日本語教師に対する優れた研修プログラムの普及並びにその成果の検証等業務。

(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修に係る業務

日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、旧養成（令和元年以前の旧基準課程）を受講した日本語教師の知識のアップデートを図るオンデマンドによる研修の開発・実施・評価に係る業務。

(4) その他付随する業務

当該事業の実施に付随する業務。

3 業務の委託先

文化庁は、上記1の目的を実現するため、以下の団体（以下「実施団体」という。）に業務を委託する。

(1) 法人格を有する団体

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

(1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

6 委託費

- (1) 上記2については、予算の範囲内で業務に要する経費（「人件費」、「事業費、(諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額)」、「一般管理費」、「再委託費」）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が契約の定めに従ったとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了（廃止）した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該目的に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、業務の実施状況や経理処理状況について、調査及び現地調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。